

令和8年度（公社）沖縄県トラック協会助成事業一覧

令和8年4月1日

当協会では、交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、ご活用下さい。

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)	
			全ト協	沖ト協
1 運転者適性診断費助成金	運送事業者に所属する運転者の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。	一般診断受診料の1/2 初任診断、適齢診断は対象外	設定無し。	■適性診断助成額 ・一般診断受診料の1/2 (上限1,200円)
2 各種講習費等助成金	沖ト協が指定する各種講習(運行管理者一般講習・安全マネジメント関係講習)を受講した際の受講費を助成し、事業者の輸送の安全等の指導向上と交通事故防止を図る。		設定無し。	■運行管理者一般講習 3,200円 ※選任者が対象 ■安全マネジメント関係講習 ・ガイドライン…5,200円 ・リスク管理…5,200円 ・内部監査…5,200円
3 ドライバー等安全教育訓練促進助成金	全ト協指定の研修施設で実施される安全教育訓練に係る所定の研修をトラックドライバー又は安全運転管理者が受講することで安全意識の高揚や安全運転技能の向上を目的に助成する。		■特別研修受講料 ・Gマーク認定事業所 …受講料の全額 (3日間研修) ・Gマーク未認定事業所 …受講料の7割 (3日間研修) ■一般研修受講料 …10,000円	■1事業者あたり原則3名まで ■特別研修 ・Gマーク未認定事業所 …受講料の3割 (3日間研修) ・研修施設までの交通費 …実費分の半額 ■一般研修 ・研修施設までの交通費 …実費分の半額
4 トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成金	睡眠時無呼吸症候群(SAS)患者を早期発見し運転者の健康管理と事故防止に寄与することを目的に助成する。	沖ト協指定検査機関に「那覇セントラルクリニック」が追加	・第1次検査、第2次検査の 合計費用の半額(上限2,500円)	■1事業者あたり25人まで ・SASスクリーニング検査 第1次検査、第2次検査の合計 費用の半額(上限2,500円)
5 アルコール検知器購入助成金	事故防止対策を推進するため、アルコール検知器を導入する事業者に助成する。		設定無し。	■携帯型 自走車数の1/2 且つ10 機器まで ※端数切り上げ ・1機器あたり…5,000円 ■据置型・記録型 自走車数の1/2 且つ10 機器まで ※端数切り上げ ・助成金額 最大50,000円
6 定期健康診断受診費助成金	運転者の健康状態に起因する事故防止対策及び健康診断の受診率の向上を図るため、健康診断を受診させた事業者に助成する。		設定無し。	■1事業者あたり25人まで ■1人あたり…2,000円
7 突然死等予防対策検査助成金	運転者の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患等(突然死等)に起因する事故防止を図るため、突然死等予防対策検査を受診した場合に助成金を交付する。 (1)脳疾患 (2)心臓・血管疾患		設定無し。	■1事業者あたり1人まで (1)脳ドック (2)心臓ドック ■1人あたり…15,000円
8 ドライブレコーダ機器等導入促進助成金	事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(ドライブレコーダ)の普及を図るため機器を導入した事業者に助成する。		設定無し。	■1事業者あたり20機器分まで ■1機器あたり…上限10,000円 ・取得価格の1/2 (上限10,000円)

令和8年度（公社）沖縄県トラック協会助成事業一覧

令和8年4月1日

当協会では、交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、ご活用下さい。

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)																													
			全ト協	沖ト協																												
9 安全装置等導入促進助成金	<p>後方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置、呼気吹き込み式アルコールインターロック装置、IT点呼を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知機(Gマーク認定事業所に限る)を導入。</p> <p>車輪脱落事故防止のため、新たにトルク・レンチを導入する事業者に助成する。</p>	<p>一部標準装着でも認められていた後方視野確認支援装置の特例を廃止→すべてが後付け対象</p>	<p>①後方視野確認支援装置、呼気吹き込み式アルコールインターロック装置、IT点呼を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知機 ・取得価格の1/2(上限20,000円)</p> <p>②側方衝突監視警報装置機器 ・取得価格の1/2(上限100,000円)</p> <p>③トルク・レンチ(600N・m以上の締め付け能力を有すること) ・車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する1事業所に1台。 ・取得価格の1/2(上限30,000円)</p>	<p>■①は1事業者あたり10装置まで ・取得価格の1/2(上限10,000円)</p> <p>■②、③は設定無し。</p>																												
10 初任運転者等研修助成金	<p>運転者が遵守すべき事項に関する知識や運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得することを目的とする。</p>		設定無し。	<p>■年度4回実施し、研修費用は全額沖ト協が負担</p>																												
11 中小企業大学校講座受講促進助成金	<p>国の人材養成機関である中小企業大学校で行う指定講座の受講料の一部並びに交通費の実費分の半額を助成する。</p>		・受講料の1/3	<p>■1事業者あたり1人まで ・受講料の1/3 ・研修施設までの交通費 ……実費分の半額</p>																												
12 自動車運転免許取得助成金	<p>雇用対策、若手ドライバーの人材確保及び育成のために大型免許、中型免許、準中型免許、けん引免許を取得させる事業者に取得費用を助成する。</p> <p>若年ドライバー等確保のため、特例教習の受講費用を助成する。</p>		<p>○助成金交付要件</p> <p>①令和7年4月1日以降に採用</p> <p>②平成元年6月2日以降生まれ</p> <p>③令和7年4月1日以降に準中型免許取得、または特例教習を受講修了していること。</p> <p>④申請時に当該事業者で運転者として従事していること。</p> <p>・特例教習受講費用の1/3 上限100,000円 ・準中型免許取得 40,000円 ・5t限定解除 25,000円 ・外免切替講習受講費用の1/2 上限40,000円 ・1会員事業者の上限300,000円迄</p>	<p>■1事業者あたり2人まで(同一従業員は1回限り)</p> <p>・大型免許……60,000円 ・中型免許……40,000円 ・準中型免許……40,000円 ・けん引免許……40,000円 ・限定解除……20,000円</p> <p>■前年度に免許取得、または限定解除した分も申請可能</p>																												
13 信用保証料助成金	<p>沖縄県の「中小企業セーフティーネット資金」制度にかかる補償及び国が定めるセーフティーネット保証を得る場合信用保証料の一部を助成する。</p>		・上限………50,000円	・上限………50,000円																												
14 環境対応車導入促進助成金	<p>助成対象車両は天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、及び電気トラック、燃料電池自動車とする。</p> <p>・天然ガス自動車新車導入(LNG車、又はCNG車) ・ハイブリッド車新車導入 ・電気トラック新車導入 ・燃料電池自動車新車導入</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車両</th> <th>区分</th> <th>全ト協</th> <th>沖ト協</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">天然ガス自動車</td> <td>大型</td> <td>1,000,000円</td> <td rowspan="3">458,000円</td> </tr> <tr> <td>中型</td> <td>459,000円</td> </tr> <tr> <td>小型</td> <td>122,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ハイブリッド自動車</td> <td>大型</td> <td>600,000円</td> <td rowspan="3">335,000円</td> </tr> <tr> <td>中型</td> <td>335,000円</td> </tr> <tr> <td>小型</td> <td>97,000円</td> </tr> <tr> <td>電気トラック</td> <td>小型</td> <td>300,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>小型</td> <td>300,000円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象車両	区分	全ト協	沖ト協	天然ガス自動車	大型	1,000,000円	458,000円	中型	459,000円	小型	122,000円	ハイブリッド自動車	大型	600,000円	335,000円	中型	335,000円	小型	97,000円	電気トラック	小型	300,000円	—	燃料電池自動車	小型	300,000円	—	
対象車両	区分	全ト協	沖ト協																													
天然ガス自動車	大型	1,000,000円	458,000円																													
	中型	459,000円																														
	小型	122,000円																														
ハイブリッド自動車	大型	600,000円	335,000円																													
	中型	335,000円																														
	小型	97,000円																														
電気トラック	小型	300,000円	—																													
燃料電池自動車	小型	300,000円	—																													
15 EMS機器導入促進助成金	<p>エコドライブ管理システム(EMS)の普及を図るためEMSを導入する事業者に対して助成する。</p>		設定無し。	<p>■1事業者あたり20機器まで ■1機器あたり…10,000円</p>																												
16 環境対応車導入促進助成金(沖ト協単独)	<p>国の排出ガス規制であるポスト新長期規制以降の排ガス基準に適合している車両であり、年度内に新規登録したディーゼル車であること。</p>		設定無し。	<p>■1事業者3台まで</p> <p>・車両総重量8トン未満25,000円/1台 ・車両総重量8トン以上50,000円/1台</p>																												

令和8年度（公社）沖縄県トラック協会助成事業一覧

令和8年4月1日

当協会では、交付金等による各種助成事業を実施しておりますので、ご活用下さい。

助成事業名	助成金の概要	変更内容	助成金額(沖ト協会員)	
			全ト協	沖ト協
17 アイドリングストップ支援機器導入助成金	アイドリングストップ支援機器を新たに導入した事業者に対して助成する。		・エアヒータ ・車載バッテリー式冷房装置 導入価格の1/2以内 上限 6万円	設定無し。
18 血圧計導入促進助成金	過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の原因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入について助成する。		■助成額 取得価格の1/2(上限5万円)	設定無し。
19 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業助成金	経営改善に取り組む事業者が経営実態の把握と課題を抽出するために必要な「総合的な経営診断」及び具体的な経営相談、また、その結果を踏まえた適切な運賃設定の支援、交渉資料の作成等を実施する場合に助成する。		■助成額 ①経営診断 8万円 (Gマーク事業者は2万円加算) ②経営改善支援 12万円 (Gマーク事業者は1万円加算) ③運賃交渉支援 1日8万円、最大4日・32万円 (Gマーク事業者は1日1万円加算、最大4日・36万円) 上記①～③とは別に診断士の旅費交通費上限5万円	設定無し。
20 インターンシップ導入促進支援事業助成金	全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に助成する。但し、全ト協が定めたプログラムの要件を満たしていること。		■助成額 ・受入れ期間3日間・・・9万円 ・受入れ期間4日間・・・11万円 ・受入れ期間5日間以上・・・13万円	設定無し。
21 自家用燃料供給施設整備助成金	燃料の安定的な購入を支援するため、指定数量以上の自家用供給施設の新設、給油タンク増設に対して助成する。		■助成額 1000リットル以上の軽油を保管する専用タンク ・軽油タンクの新設・・・100万円 ・軽油タンクの増設・・・30万円	設定無し。
22 自動点呼機器・DX導入支援助成金	中小トラック運送事業者における、国交省が認定した自動点呼機器及びシステム等の導入費用に助成する。		■助成額 ・1事業者1台、上限10万円 ・Gマーク事業者は2台、上限20万円	設定無し。

※ 令和7年度から助成金申請用紙の押印廃止。

※ 「運転記録証明書取得助成金」の廃止。

※ 沖ト協各種助成金の実施期間は、原則として令和8年4月1日～令和9年1月29日迄。

※ 全ト協各種助成金の申請受付は、原則として令和8年4月1日～令和9年2月20日迄。

◎実施期間の例外： ● 4. SASスクリーニング検査費助成金の「事前申込書」提出期限は、令和8年12月28日迄。

● 14. 環境対応車導入促進助成金は、令和9年1月20日迄。

● 21. 自家用燃料供給施設整備助成金は、令和8年8月3日～令和8年10月29日迄。

※ 但し、上記実施期間にかかわらず、各助成金の予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了致します。

※ 各種助成金の詳細や申請用紙は、沖縄県トラック協会ホームページ【助成事業】からダウンロード頂けます。

適性診断助成金交付要綱

平成25年5月30日制定
令和8年4月24日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員運転者の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。

(適性診断の種類及び助成金額)

第2条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が承認する機関が行う次の診断を対象とし、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、各診断の助成金額は次の通りとする。

- (1) 一般診断手数料2,400円・・・会員事業者は2分の1（上限1,200円）、非会員事業者は5分の1（上限480円）
 - ~~(2) 初任診断・・・会員事業者4,800円 非会員事業者960円~~
 - ~~(3) 適齢診断・・・会員事業者4,800円 非会員事業者960円~~
- 2 運送事業者は、診断手数料から上記助成金額を差し引いた額を原則として受診する窓口で支払うこととする。

※沖ト協が承認する機関とは国土交通大臣が認定する適性診断実施者で独立行政法人自動車事故対策機構及びヤマト・スタッフ・サプライ株式会社とする。

(助成対象)

第3条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条のどの診断を受診しても一般診断を対象とする。

(予算額)

第4条 当該年度における適性診断助成予算の範囲内とする。

(受診から助成交付)

第5条 運送事業者は第2条に掲げる各種適性診断を受診するところに予約を行い、指定された日程に受診することとする。

- 2 助成交付について、会員事業者は、沖ト協が承認する機関と事故対が別に定める協定書に基づき、事故対から沖ト協へ報告（請求）のあった件数（診断手数料）を沖ト協が事故対へ直接支払うことで助成金の交付とし、非会員事業者は、第6条の期日までに、様式1「適性診断助成金実績報告書（兼）請求書」と、受診したことが確認できる書面（領収証等）の写しを沖ト協に提出後、その報告を沖ト協が条件に適合すると認めるときに助成金を交付される。

(実施期間)

第6条 当該年度4月1日より1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS) スクリーニング検査費助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

(省略)

令和 8 年 4 月 24 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)は、感染症への抵抗力・免疫力を高めるためには、良質な睡眠が必要であることに鑑み、貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。)に常時使用される運転者の睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)患者の早期発見と適切な治療及び SAS 治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理を通じて労働災害事故防止に寄与することを目的とし、SAS スクリーニング検査を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(対象検査の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる検査は、SAS スクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とし、運送事業者に常時使用される運転者とする。

(1) 第 1 次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)

(2) 第 2 次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査)

(指定検査・医療機関)

第 3 条 SAS スクリーニング検査は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)並びに沖ト協が認めた別紙 1 の指定検査・医療機関とする。

(助成対象額及び受診人数上限)

第 4 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとする。ただし、国からの補助金が交付されたスクリーニング検査に対しては助成金を交付しない。

(事前申込書受付期限)

第 5 条 助成金申請受付期限は、SAS スクリーニング検査を受診する日の属する会計年度の 12 月 28 日までとする。ただし、12 月 28 日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。(事前申込書 様式 1-1)

(助成適否の事前確認)

第 6 条 運送事業者は、助成適用の適否について、事前に沖ト協の確認を受けなければならない。

(検査の予約と申込み)

第 7 条 前条の確認を受けた運送事業者は、様式 1-1 「スクリーニング検査事前申込書」(以下「事前申込書」という。)を沖ト協に提出しなければならない。

2 事前申込書を提出した運送事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則 1 ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第8条 運送事業者は、様式1-2「スクリーニング検査申込書兼委任状」（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを運送事業者が保管するものとする。

2 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び運送事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう十分注意しなければならない。

（実績報告及び助成金の請求）

第9条 運送事業者は、検査が完了したときは、第10条の期日までに、様式1-3「スクリーニング検査実績報告書」（以下「実績報告書」という。）と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを沖ト協に提出するものとする。

（助成金の交付請求期限）

第10条 前条の助成金交付請求期限は検査を受診した日の属する会計年度の1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

（助成金交付）

第11条 沖ト協は、第9条の実績報告の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

（検査の結果報告）

~~第12条 運送事業者は、第9条に規定する助成金の支払請求の後、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から回答する。（削除）~~

（指定検査・医療機関の結果報告）

第12条 指定検査・医療機関は、次の各号について様式1-6「検査の実績と受診者の判定比率」により、毎年度全ト協に報告するものとする。

(1) 年間の検査の実績人数及び検査結果の判定人数と比率

(2) 要精密検査と判定された後の治療状況等の報告

（その他必要な事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則(平成21年4月1日)

第1条 本要綱は平成21年4月1日より適用する。

（省略）

附則(平成28年4月27日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成27年4月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成30年4月25日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定
(省略)

令和 8 年 4 月 24 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、沖ト協が別に定める対象装置とする。なお、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とするほか、(1) から (3) の装置は、原則として後付け装置を対象とする。

(1) 後方視野確認支援装置

(2) 側方衝突監視警報装置

(3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置

(4) IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

(5) トルク・レンチ

※(2)については、車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5t 以上のものを助成対象とする。

※(4)については、安全性優良事業所（G マーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。

※(5)については、「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。

(助成額)

第 3 条 1 事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、前条の (1)、(3)、(4) を合わせて 10 装置分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、2 装置分を限度とする。

ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条同条第 1 項の装置を車両に装着した場合、会員事業者は、1 装置あたり 30,000 円（公益社団法人全日本トラック協会上限 20,000 円 ~~（但し、税抜機器価格の 2 分の 1 を上限とする。）~~）、沖ト協 10,000 円）を交付し、非会員事業者は、1 装置あたり 1,000 円（沖ト協 1,000 円）とする。但し、税抜機器取得価格の 2 分の 1 を上限とする。

3 取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとするが、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

4 既に導入された後方視野確認支援装置について、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合、~~買い換えた装置の取得価格の 2 分の 1、上限 20,000 円同条第 2 項の助成額~~とする。

5 側方衝突監視警報装置は、車両 1 台につき機器の取得価格の 2 分の 1、上限 100,000 円とし、会員事業者は 5 装置分を上限とする。

6 トルク・レンチについては、車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する 1 事業所

に1台、取得税抜価格の2分の1、上限30,000円とし、会員事業者は5装置分を上限とする。

7 取得価格の2分の1に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 運送事業者は、装置装着が完了したときは、第5条の期日までに、様式1「安全装置等導入促進助成金実績報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)、様式2「安全装置等導入促進助成金内訳書」、装着したことが確認できる書面(領収証又はリース契約書等)の写し、並びに装着した車両の自動車検査証の写しを沖ト協に提出しなければならない。なお、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

2 トルク・レンチについては、「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認ができるカタログ等を提出する。カタログ等がない場合には、当該トルク・レンチ販売会社に、「600N・m」以上の締め付け能力を有する」旨を領収書等に付記するよう依頼すること。

(助成金の交付請求期限)

第5条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(装置の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) 側方衝突監視警報装置 1年
- (3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 1年
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年
- (5) トルク・レンチ 1年

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 本要綱に記されている「自動車検査証」について、電子化された自動車検査証(令和5年1月4日以降交付)にあつては「自動車検査証記録事項」と読み替える。

~~2 当該支援装置は、後付け装置を対象としているが、国の基準で定められた『後退時車両直後確認装置(バックカメラ、検知システムまたはミラー)』【新型車：令和4年5月から適用、継続生産車：令和6年5月適用】について、新車に標準で装着されたバックカメラが全ト協の安全装置等助成対象基準をクリアし当該助成の対象装置となっている場合には、令和8年3月末までに新車新規登録した車両に取り付けられたものも特例的に助成対象とする~~

~~2~~ この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則(平成24年6月29日)

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

附則(平成25年5月30日)

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成24年6月29日)に基づき実施した事業については、なお従前の